

令和5年3月10日

3月13日以降のマスク着用について

株式会社 森田修学館

政府（厚生労働省）は、マスクの着用について、「令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。」との方針を示しました。

森田修学館においても政府の方針および社内での協議に基づき、令和5年3月13日以降、授業・自習におけるマスクの着用は、職員、児童・生徒、保護者を含めて、個人の判断に委ねることと致します。

しかしながら、学習塾は新型コロナウイルス感染症の感染原因となる飛沫を発する機会が多く、また大切な受験を控えている児童・生徒が通うことを鑑み、今後の感染拡大状況を見ながら、受験生への影響が大きいと学館が判断した場合には、再びマスク着用を義務とさせていただくことがございます。

また、マスクの着脱を問わず、以下の学館での基本的な感染対策につきましては、引き続き徹底して参ります。

1. 教室内の換気
2. 三密の回避
※ただし、今後は2教室（大教室）での授業は行わず、原則1教室で授業を実施いたします。
3. 手指の消毒

なお、新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者となった場合の登塾自粛については、当面の間これまでと同基準でお願い致します。また、37.5℃以上の発熱がある場合や体調不良時などの登塾やオンライン受講についてはご相談いただくようお願い致します。

以上